

# 日本実験動物技術者協会九州支部規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本実験動物技術者協会九州支部（以下本会とよぶ）と称する。

2 本会は日本実験動物技術者協会（以下本部とよぶ）定款に定める支部とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局を鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35-1  
鹿児島大学研究推進機構研究支援センター動物実験施設内におく。

(目的)

第3条 本会は、実験動物に関する知識・技術並びに技術者としての地位の向上に努め、もって、  
実験動物にかかわる学術的發展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互間における知識および技術の交流
- (2) 関連機関との交流および情報の交換、資料の収集
- (3) 会誌、その他の出版物の発行
- (4) 実験動物技術に関する講演、講習会および研究発表会の開催
- (5) その他必要と認める事業

## 第2章 会員

(種類)

第5条 本会の会員は、普通会员と賛助会員とする。

(普通会员)

第6条 普通会员は全て本部に登録され、本会を構成し、実験動物の飼育、管理、営業、研究  
並びに教育などの業務に従事する者で、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を支払う個人  
とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、直接本会の構成員とはならず、本会の趣旨に賛同し、所定の賛助会費を  
支払う個人又は団体とする。

(会費)

第8条 会員は、所定の会費を毎年次、納入しなければならない。

- 2 普通会员の会費は、本部に準ずる。
- 3 賛助会員の会費は、1口3万円とする。
- 4 1年間にわたり会費を納めない会員が催促に応じない場合は、退会したものとみなすことができる。

(入会・退会)

第9条 普通会员の入会は、本部定款に準ずる。

- 2 賛助会員の入会は、本会支部長の承認を受け、当該年度の賛助会費を本会指定口座に納入して、入会が認められるものとする。
- 3 本会の名誉を著しく損なう行為をした者に対しては、総会の議により除名することができる。
- 4 普通会员の退会は、本部定款に準ずる。
- 5 賛助会員が退会を申し出る場合、本会事務局に連絡するものとする。

### 第3章 役員

#### (役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

支部長	1名(本部理事兼務)
副支部長	2名
幹事	若干名
監事	2名
評議員	本部運営規程による

2 役員は普通会員の中から選出し、最大16名までとする。

#### (職務)

第11条 支部長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 幹事は、本会の業務を執行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

#### (任期・選出)

第12条 役員及び評議員の任期は、2年とし、通常総会から翌々年後の通常総会までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。ただし、支部長が認めた場合は、その限りではない。

3 普通会員は、役員任期満了の半年前までに役員候補者を自薦他薦することができる。自薦他薦が無い場合は、役員会で候補者を選出することができる。

4 役員候補者が合わせて16名を超える場合、役員および顧問が協議をして役員を16名以内に選定し、総会で承認を得る。

5 支部長は役員の内選により決定し、各役職は支部長が役員の中から任命する。

### 第4章 会議

#### (種類)

第13条 会議は総会及び役員会とし、支部長が招集する。

#### (総会)

第14条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は支部長が必要と認めたとき、開催する。

4 総会を開催する場合は、2週間前までに普通会員への周知および委任状の送付を本会事務局が行わなければならない。

5 総会は普通会員の過半数の出席をもって成立し、議決は普通会員出席者の過半数で決する。ただし、過半数の出席は委任状の回答を含むものとする。

6 総会に出席できない普通会員は、委任状により、代理人に委任して表決することができる。

7 議長は役員以外の普通会員より選出し、本人の了承をもって議長とする。

8 異議の申し出があった場合は、その都度、普通会員出席者の過半数で決することとする。

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業計画

(2) 歳入歳出予算および決算の承認

- (3) 本規約の改廃
- (4) その他重要事項（役員会）

第16条 役員会は、支部長が必要と認めたとき、支部長が招集する。

2 議決は出席者の過半数以上で決する。

3 役員会に出席できない者は、予め本会に委任状を提出した場合、代理人に委任して表決することができる。

第17条 役員会は、次の事項について議決する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) 支部会報、その他出版物の発行
- (4) 関係諸機関との連絡
- (5) 実験動物に関する講演、講習会の開催

## 第5章 財 務

(経費)

第18条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄附金等をあてる。

(会費)

第19条 会費は会員の種類により、普通会費と賛助会費に分ける。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年の8月31日で終わる。

## 第6章 雑 則

(顧問)

第21条 本会は総会の議を経て、顧問を置くことができる。

(改廃)

第22条 本規約の改廃のみ、総会における出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

第23条 本規約に定めるもののほか、必要な細則は、役員会の議を経て支部長が定める。

附 則 本規約は昭和59年4月より施行する。

- 2 平成元年4月一部改正。
- 3 平成2年4月一部改正。
- 4 平成10年4月一部改正。
- 5 平成12年4月一部改正。
- 6 平成14年4月一部改正。
- 7 平成18年4月一部改正。
- 8 平成22年4月一部改正。
- 9 平成24年3月一部改正。
- 10 平成30年11月一部改正。
- 11 令和元年11月17日に一部改正し、令和元年12月1日から施行する。